

# 令和2年玉村町議会第3回定例会会議録第4号

---

令和2年9月14日（月曜日）

---

## 議事日程 第4号

令和2年9月14日（月曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 2 認定第 2号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 3 認定第 3号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 4 認定第 4号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 5 認定第 5号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 6 認定第 6号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 7 認定第 7号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 8 認定第 8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定について  
日程第 9 開会中における所管事務調査報告  
日程第10 閉会中における所管事務調査の申出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 2 認定第 2号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 3 認定第 3号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 4 認定第 4号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 5 認定第 5号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 6 認定第 6号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 7 認定第 7号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 8 認定第 8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定について  
日程第 9 開会中における所管事務調査報告  
日程第10 閉会中における所管事務調査の申出  
追加日程第1 議案第61号 工事請負契約の締結について  
追加日程第2 議案第62号 財産の取得について  
追加日程第3 同意第14号 教育委員会委員の任命について

追加日程第4 玉議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

## 出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
6番	柳沢浩一君	7番	石内國雄君
8番	高橋茂樹君	9番	浅見武志君
10番	久保留美子君	11番	宇津木治宣君
12番	備前島久仁子君	13番	三友美恵子君

## 欠席議員（1人）

5番	渡邊俊彦君
----	-------

---

## 説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
庶務係兼 議事調査係	平野里都子		

## ○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（三友美恵子君） 5 番渡邊俊彦議員は本日欠席です。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



## ○日程の追加について

◇議長（三友美恵子君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 4 議案が提出されました。

本日午前 1 1 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 4 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 4 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 認定第 1 号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 2 認定第 2 号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 3 認定第 3 号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 4 認定第 4 号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5 認定第 5 号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6 認定第 6 号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7 認定第 7 号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8 認定第 8 号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号 令和元年度玉村町

一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 8、認定第 8 号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案を一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1、認定第 1 号から日程第 8、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

決算特別副委員長より認定第 1 号から認定第 8 号までの審査報告を求めます。

月田均決算特別副委員長。

〔決算特別副委員長 月田 均君登壇〕

◇決算特別副委員長（月田 均君） 報告します。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

認定第 1 号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 2 号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 3 号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 4 号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 5 号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 6 号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 7 号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 8 号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定について、内容は妥当なものと認める。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第1、認定第1号 令和元年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第2、認定第2号 令和元年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3、認定第3号 令和元年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第4号 令和元年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第5号 令和元年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第6号 令和元年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号 令和元年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号 令和元年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



## ○日程第9 開会中における所管事務調査報告



◇議長（三友美恵子君） 日程第9、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議  
会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第10 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（三友美恵子君） 日程第10、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のと  
おり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしま  
した。



## ○追加日程第1 議案第61号 工事請負契約の締結について

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第1、議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題といた  
します。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第61号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町クリーンセンター年次整備工事につきましては、8月31日に随意契約見積り開札を行った  
結果、東京都港区芝浦3丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長、丸田元太が、消費税込み  
9,240万円で落札し、9月4日に同社と仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又  
は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の内容は、クリーンセンターの安全かつ安定的な焼却運転を行うため、焼却炉をはじ  
めとする傷みの激しい設備等の整備を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） この事業については年次整備ということで、継続的にしてきているのだと思いますが、今年度は大規模にやっているということで通常よりプラスになったという説明を先ほど伺いました。そのプラスになっている内容についてご説明ください。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちら、大規模な年次整備工事、本年度も行っているわけですが、おおむね3か年ぐらいをかけまして、特に傷みの激しいものを順次工事のほうをいたしまして、交換するなり更新するなりというような、そういった工事を行うものでございます。今年度につきましては、ちょっと細かくなりますけれども、1号炉、2号炉、燃焼装置といたしまして火格子であるとか、あとは耐火物、レンガであるとか、耐火キャストであるとか、今年は2号炉を主に、燃焼に関しては細かくやっていくというようなことがあります。

あとは、電気の関係で、省エネのためにインバーターをいろいろな盤で使っているわけですが、そちらもおおむね五、六年で交換するというのを推奨されておりまして、クリーンセンターの大規模延命化工事、平成23、24とかそのぐらいでやった工事からも6年とか7年とかたちますので、そういった電気関係とかも大がかりにやりまして、今後の延命化、少しでも長く使えるようにということで、今年度は工事のほうを行います。

ちなみに、来年度も通常大体今4,000万円とかというような形の工事を行っているのですが、来年度も少し、金額のほうは張るような形の工事になろうかというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今回、随意契約ということで、今までずっと実際にメンテナンスをやっている株式会社タクマと単独で見積りをした上で契約したと、こういうことだと思いますけれども、出された金額に対して価格交渉みたいなものをした結果として、この金額に決まっているのですか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 見積りを開札した後に価格の交渉というのは当然できないわけですが、町長が決めました予定価格の範囲内で収まっていれば、それで契約するというのでございます。

ただ、こちら設計の段階でよく精査をしまして、少しでも安く契約できるようにということで事前の準備のほうはもちろんしております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 随契の場合に出された金額をなおかつ交渉して下げることができないことなのですか。民間工事ですと、特に単独の工事なんかですと、例えば100円が出された場合に、1社しかないことが分かっている、これ98円でやってよとかそういうネゴシエーションするのが民間だったら普通なのですけれども、役所の場合ですと、単独で出された場合に、その出された金額が予算以下だったら、それ交渉することは通常できないものなのではないでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そちらは、ちょっと私その地方自治法とかに詳しくはないのですが、町の契約上、まずは予算を立てます。その予算を基に契約者のほうで予定価格を決めるわけですが、工事に関しましては、以前はそこの中で例えば歩切りというようなことをするというのが慣例的に以前はあったわけですが、やはり法令遵守ということになりますと、そちらの工事に関しましては、今現在、そういった予定価格イコール設計額というような形に取決めがされておりますので、そちらでその予定価格以下で入札された場合には、そこからさらに値引き交渉をすることはやっております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに。

12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） クリーンセンター、非常に24時間稼働しており、老朽化も進んできております。傷みも激しくなってきましたということで、毎年4,000万円ほどをかけてそれを修理したりしてきているという状態だと思いますけれども、今、この9,240万円は3年の更新と言われましたけれども、3年後にはまたこうした額を充てて、また長寿命化を図っていくわけでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） すみません。言葉が足らなかったようで申し訳ございません。3か年ほどかけて、もちろん単年度で何億円もかけて工事のほうがあれば望ましいのではあると思いますが、なかなか1年間でそんな金額で工事のほうをするというのも予算的に厳しいものですから、長寿命化を図る上で、計画的にまず3年ぐらいをかけて今まで傷んでいたものを直していこうと、今までの計画ですと、令和9年度ぐらいまでを一応目標として運転のほうを継続していこうということで考えていたわけですが、それを少しでも延ばせるようにということで、昨年度から3年計画で、通常の年よりも少しお金のほうを余分にかけて、今までなかなか手がつけられなかった金額の大きい装置であるとか、設備であるとかの修理のほうを集中的に3か年かけて行っていくという、それで、最後を少しでも延ばそうと、そういう計画で工事のほうはやっております。

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○追加日程第2 議案第62号 財産の取得について

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第2、議案第62号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第62号 財産の取得についてご説明申し上げます。

玉村町公立小中学校ICT環境整備業務につきましても、5業者による指名競争入札を行い、8月31日に入札執行をいたしました結果、前橋市西片貝町5-12-5、株式会社滋野堤水堂が消費税込み1億4,047万円で落札いたしました。うち、財産の取得に当たるタブレットパソコン取得にかかる金額は9,942万7,900円でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本事業は、国のGIGAスクール構想にのっとり、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT環境を実現すること、さらにこれまでの教育実践の蓄積と最先端のICTとの融合を図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的とするものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○追加日程第3 同意第14号 教育委員会委員の任命について

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第3、同意第14号 教育委員会委員の任命について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第14号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、教育委員であります齋藤玲子様が9月30日をもちまして任期満了を迎えます。齋藤様には、4年間、教育行政のみならず町政全般にわたり大変ご尽力をいただき、本町の発展に寄与されましたこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

このため、本案は、齋藤様の後任に玉村町大字箱石306番地にお住まいの木暮朱美様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

木暮様の経歴をご紹介します。木暮様は、平成6年に明和女子短期大学家政科を卒業、就職後結婚されました。現在、2人のお子様の子育てをしながら、小学校のPTA役員や読み聞かせボランティアとして活躍されております。また、趣味はお菓子づくりで、そのほかにバドミントンをして体を動かし、健康の維持増進に努めているとのことでした。

木暮様は、「学校教育は学校と家庭との連携が大切であり、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で新たな生活様式が求められている中においては、さらにこの連携が重要だと考えている。今後は、ICTを活用した新たな学習方法や家庭との連携方法も検討し、これまでの物差しにとらわれない柔軟な発想で進めていくべきである」という考えをお持ちであり、教育委員として適任であると考えております。

なお、平成20年4月に地方行政の組織及び運営に関する法律が改正され、現に教育を受けている子供を持つ保護者を教育委員に含めることが義務化されており、木暮様におかれましては、小学校にお子さんが在籍されておりますことを申し添えます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

—————  
午後2時57分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

————— ◇ —————

○教育委員会委員挨拶

◇議長（三友美恵子君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました木暮朱美氏が議場に見えておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思ひます。

〔教育委員会委員 木暮朱美君登壇〕

◇教育委員会委員（木暮朱美君） 議会の皆様方の温かいご賛同を得まして、教育委員会委員に就任することになりました箱石の木暮朱美でございます。

ご同意いただきましたことに対しまして心より感謝申し上げますとともに、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。少子化の進展、価値観の多様化などで社会情勢が著しく変化する中で、日本の教育制度は様々な角度から見直しが進められており、次の世代を担う子供たちをどう育てていけばよいか、教育の在り方が問われ続けております。

さらに、今年には新型コロナウイルスの感染拡大での新たな生活様式が求められている中、学校教育においてICTを活用した新たな学習方法や家庭との連携方法を検討していかなければならないと思ひます。

私といたしましては、微力ではございますが、最善の努力を傾注して、この課題に取り組んでまいりたいと思ひています。今後とも皆様方の格段のご教示、ご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます。言葉が整いませんが、お礼のご挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお祈りいたします。

◇議長（三友美恵子君） 木暮朱美氏には、教育委員会委員として玉村町の教育行政のために大いに活躍されますようご期待申し上げます。本日は、お忙しいところご苦勞さまでした。ありがとうございました。

◇

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩いたします。

午後3時休憩

午後3時再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇

#### ○追加日程第4 玉議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第4、玉議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君登壇〕

◇8番（高橋茂樹君） 玉議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてに関する提案理由をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、住民生活の不安が続いております。こうした中で、地方税・地方交付税等の大幅な減少は避けられなくなっています。

一方、地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であると考えます。

本案につきましては、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、全委員を賛成者として提案させていただくこととなりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。



玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



## ○町長挨拶

◇議長（三友美恵子君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和2年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今年の夏も全国的に猛暑となり、8月には県内でも気温が40度を超える日もあるなど、猛烈な暑さとなりました。また、集中豪雨や台風など自然災害に見舞われた夏となりました。令和2年7月豪雨と名づけられた九州、中部地方など日本各地で発生した豪雨では、九州だけで13事例もの線状降水帯が発生し、これによる河川の氾濫と洪水により多くの死傷者が出ることとなりました。

また、直近では、6日から7日の朝方、沖縄、九州付近を大型で非常に強い台風10号が通過し、暴風が吹き荒れ、交通網の乱れや建物倒壊、冠水、停電、断水などが相次ぎ、死傷者も出るなど甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます。

本町といたしましても、これから台風が多く発生する季節となりますので、危機管理意識を地域全体で高め、もしものときに備え、迅速に対応できる体制・地域づくりを強化してまいりたいと考えております。

また、9月8日、学校給食センター従事者1名が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明したため、子供たちの健康や安全を第一に考え、9月9日から18日まで学校給食センターを閉鎖することといたしました。その後、特定された濃厚接触者については、PCR検査の結果、全て陰性であることが確認されましたが、引き続き保健所や県教育委員会等との連絡を取り合い、指導及び指示を受けながら感染防止対策を徹底するとともに、万全な体制での再開に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会は9月1日に開会され本日までの14日間、当初提案させていただきました19議案に加え、追加で提案させていただきました3議案を含め22議案につきまして、慎重にご審議いただき、全てご議決、ご承認賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和元年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において、大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の予算編成に当たり十分留意してまいりたいと思います。

さらに、一般質問においては、9名の議員よりご指摘、ご提言をいただきましたことにつきまして、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

終わりに、今年は本町の秋の風物詩とも言える町民体育祭や産業祭など、多くの方が集まる恒例の行事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、やむなく中止といたしました。来年こそは、新型コロナウイルス感染症が終息し、盛大に開催できることを願うばかりです。議員の皆様方には引き続き感染症防止対策を徹底するとともに、どうか健康には十分留意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。



### ○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） 令和2年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、9月1日に開会し、本日までの14日間にわたり、条例制定並びに条例の一部改正、令和2年度の補正予算等の重要な議案、また令和元年度の決算認定において、活発な審議がなされるところに、一般質問においても9名の議員が様々な観点から町政全般をただし、意義ある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

結びに当たり、町長をはじめ職員各位には、議会から、また議員各位からの意見等を十分に尊重され、また今後のまちづくりに反映されますことを要望するとともに、いまだ終息の兆しが見えないコロナ禍において、新しい生活様式を实践し、住民福祉のためその重責を全うされますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



### ○閉 会

◇議長（三友美恵子君） これをもちまして、令和2年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時9分閉会